

## 申請期間

※予算には限りがあるため、 申請期間中に交付を打ち切る可能性があります。

資格認定 申請 令和 7年 4月 1日 必

令和8年 1月30日 🏝

交付 申請 令和 7年 4月 1日 🖔

令和8年3月6日金

## 対象となる費用

(①~③合わせて最大30万円)

### 婚姻に伴う住居費

- ●新居の購入費
- 2 新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ※勤務先からの住宅手当の支給や、公的制度による補助等がある場合は 対象となる費用から相当する額を差し引きます。

#### 婚姻に伴う新居への引越費用

3 引越業者や運搬業者に支払った費用

## 交付までの流れ

STEP1 申請者

受給資格認定申請

SIEP2

甲賀市

受給資格の 有無を審査・通知

STEPS

申請者

交付申請兼実績報告

STEPA

甲智市

申請書審査・交付決定

STEP 5

申請者

請求書提出

डांस्

甲賀市

申請者の口座へ振込

※前年度に引き続き申請される世帯は交付申請から行ってください。(資格認定申請は不要) ※交付申請は年度内に一度のみ可能です。

※お支払いされた費用に対して補助を行うものです。

# 対象となる世帯

#### 今年度初めて申請される世帯

※①~④のすべてを満たす必要があります。

- ①年齢 婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ②婚姻日 令和7年1月1日~令和7年12月31日
- ③所得 夫婦の合計所得が500万円未満
  - ※奨学金を返済している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
  - ※所得500万円の目安:年収約670万円前後
- 4その他
  - ・市税(甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税)の滞納がないこと
  - ・過去に当補助金(他市町村含む)の受給歴がないこと
  - ・資格認定申請日から1年以上甲賀市に定住する意思があること

#### 前年度に引き続き申請される世帯 ※①~③のすべてを満たす必要があります。

- ①前年度において、資格認定申請を受けていること
- ②前年度において、上限30万円を受給されていないこと
- ③市税(甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税)の滞納がないこと

# 申聞に必要な書類



# 資格認定申請時

- 1.住民票
- 2.婚姻届受理証明書
- 3.所得証明書
- 4.貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (奨学金返済中の場合)

# 交付申請時

- 1.キャッシュカードや通帳などの口座情報がわかるものの写し
- 2.資格認定通知書の写し
- 3.物件の売買契約書及び領収書の写し (物件購入の場合)
- 4.物件の賃貸契約書及び領収書の写し (物件賃貸の場合)
- 5.住宅手当支給証明書(様式第4号) (物件賃貸の場合)
- 6.引っ越しに係る領収書の写し (引っ越しの場合)
- 7.離職票または退職証明書等 (離職中の場合)



甲賀市 総合政策部 政策推進課(市庁舎 3 階) 詳しくはこちら▶ **1.** 0748-69-2105 **★ koka10041000@city.koka.lg.jp**